

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「39人」を「37人」に改める。

第2条中「、第4項」を削り、「第8項」の次に「本文」を加え、同条の表を次のように改める。

| 選挙区   |        | 選挙すべき議員の数 |
|-------|--------|-----------|
| 名称    | 区域     |           |
| 八束選挙区 | 八束郡の区域 | 1人        |
| 仁多選挙区 | 仁多郡の区域 | 1人        |
| 簸川選挙区 | 簸川郡の区域 | 1人        |
| 邑智選挙区 | 邑智郡の区域 | 1人        |
| 鹿足選挙区 | 鹿足郡の区域 | 1人        |
| 隠岐選挙区 | 隠岐郡の区域 | 1人        |
| 松江選挙区 | 松江市の区域 | 10人       |
| 浜田選挙区 | 浜田市の区域 | 3人        |

|          |             |    |
|----------|-------------|----|
| 出雲選挙区    | 出雲市の区域      | 7人 |
| 益田選挙区    | 益田市の区域      | 3人 |
| 大田選挙区    | 大田市の区域      | 2人 |
| 安来選挙区    | 安来市の区域      | 2人 |
| 江津選挙区    | 江津市の区域      | 1人 |
| 雲南・飯石選挙区 | 雲南市及び飯石郡の区域 | 3人 |

#### 附 則

- 1 この条例は、この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。
- 2 市町村の合併に伴う島根県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年島根県条例第41号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。